

平成 17 年度第 1 回法務委員会議事録

日 時 平成 17 年 5 月 10 日(火) 1300 ~ 1730

場 所 操縦士協会事務局

出席者 熊坂委員長、長谷川、染谷、小山、友田、池内各委員

1. 平成 16 年度第 11 回法務委員会議事録確認

2. 平成 16 年度法務委員会活動報告について

平成 16 年度活動報告の修正を以下のように行い総会議案書に掲載した。

>> ・法務委員会は、JAL706 便の名古屋地裁判決の内容の検討や、慶應大学講師による学習会を開催し、過失認定の理解を深めた。同時に会員に対する啓蒙ビデオ作成の情報収集を行った。GA の事故については、情報収集並びに情報提供を行った。また協会 HP への対応と P 誌を通じての広報活動として、委員会議事録の掲載と JAL706 便判決に対する見解について Follow した。

3. 熱海ヘリ事故不起訴処分報告ならびにデータベースの管理について

個人情報の保全並びに情報の特殊性を鑑み、委員会などで利用する場合は、取り扱いに十分留意する必要がある。データベース化はせずファイル程度として保管する。

4. オステン先生公演の P 誌掲載内容について (添付資料 ;オステン先生最終稿配布済み)

次号 7 月号に掲載される 鑑文を作成し編集委員会に送付した。

5. 最近の連続したヘリ事故並びにインシデントについて

GA の事故等については、引き続き染谷さんを中心に情報収集に努めてもらうよう確認した。最近の個々のインシデントが、航空界に与える影響を考えると、法務委員会としても何か対策を考えなくてはならないのではないかと。

6. ICAO ANEX6、Accident Prevention Manual 7 章の改定ならびに ANEX13.5.12 の解釈について (添付資料参照)

- ・ 故意または繰り返される事故インシデントについては航空危険罪の範疇になるのではないかと
- ・ ICAO 勧告に従い適切な是正措置が取られることが望ましい。ただし QAR のデータ等についての取り扱いは懲戒・技量管理として使われることは防ぐべきである。

7. 追加議題 (長谷川委員)

昨今の航空界の重大インシデント等のマスコミ報道並びに、監督官庁・会社の対応は異常では

ないか？ ようやく軌道に乗り上げてきた ASINET や各エアラインが取り組んでいる

YESS, Contorel, ECHO など自発的安全報告制度が崩壊してしまう危機を覚える。

以下の内容で理事会に議案を送り、操縦士協会としてのコメントを出すべきではないか。

以上を踏まえ下記の議案書を理事会に提出することになった。

■ 最近の不安全事例に対する JCAB の行政指導等の強化に反対する意見書について

今年一月に発生した新千歳空港における離陸許可失念の ATC ミスに端を発する不安全事例の増加に対して、現在、JCAB からの行政指導・行政処分など必罰化が強化されつつあります。今回の行政処分（業務停止 30 日）は過去の事例に比べても大変厳しい処分となっています。このような必罰化の潮流は、現場の乗員の安全運航に取り組む士気を萎縮させ、「罰せられるならば、自らのミスを隠してしまおう」というような考えさえも発生させてしまいかねません。これでは、貴重な不具合事例から航空事故の防止に役立てようとする不具合事例報告制度（ASINET、安全報告制度など）の利用さえも差し控えさせ、報告制度の危機といえます。

JAPA としては、このような航空事故の結果にも至らない不具合事例に対して、その背景にある人的要因を十分に分析せず、過度に制裁を加えることは、現場の安全運航の取り組みを萎縮させることに繋がっているとの懸念を JCAB に対して具申するべきであるとの意見が、法務委員会の場であがりました。

JAPA 理事会にて賛同していただければ、法務委員会として、「最近の不安全事例に対する JCAB の行政指導等の強化に反対する意見書」を作成する所存です。

8. 懸案事項について (時間切れによりペンディング)

706 裁判主任弁護士の藤井弁護士との対談を計画する

マスコミに対する取り組みは再度シンポジウムなどの開催

小冊子「事故に遭遇したら」のコンパクト判発行

ビデオ作成

NAL 佐藤会員のオブザーバー参加について